

久喜市議会

平成26年2月定例会

議員提出議案質疑通告

平成26年3月6日（木）

質疑通告者一覧

【意見第1号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書】

通告第 1 号 春山千明 議員	1
通告第 2 号 石川忠義 議員	1

○ 通告第 1 号 春山千明 議員

(1) 意見書本文中、以下の点についての説明を求めます。

ア 第 1 の問題点、「秘密の指定が恣意的に決められその範囲が広がる」とありますが、第 3 条では特定秘密として指定するものを明確にしています。恣意的に決められることはなく、範囲においても広がることはないと考えますが、いかがかお伺いします。

イ 第 2 の問題点、「今日の情報公開の流れに逆行する」とありますが、この法律の主旨からは情報公開の観点を対峙させることは適切ではないと考えますが、いかがかお伺いします。

ウ 第 4 でいう「国民の知る権利や言論の自由を侵害する。」については、第 2 1 条で確保されていると考えますが、いかがかお伺いします。

エ 国民や国の安全を脅かすような秘密は厳格に扱うべきで、適性評価は必要だと考えますが、いかがかお伺いします。

(2) この意見書全体が、負の可能性を広げての解釈が多く、この法律の目的から外れていると考えますが、いかがかお伺いします。

○ 通告第 2 号 石川忠義 議員

(1) 意見書に「しかし、この法では「国権の最高機関」である国会での議員の質問において、政府が「特定秘密」との理由で答弁を拒否することも考えられ、「国政調査権」に対する重大な侵害となりかねません。」とあり意味不明である。説明を求める。

(2) 特定秘密の漏えいなどをした場合、罰則があるのは当然である。意見書には「国民の知る権利や言論の自由を侵害する。」とある。国家の安全保障が国民の知る権利に優先するのは当然だが、どう考えるのか。

(3) 本人以外（父母、兄弟～）の適性評価で、なぜ、この人の人権が侵害される危険があると断じるのか。